

開催日：令和 7 年 6 月 23 日

会議名：令和 7 年 6 月定例会（第 6 日 6 月 23 日）

○井上弘美 豊中市パートナーシップ宣誓証明制度について質問します。

今年 3 月、大阪高等裁判所は、同性同士の結婚が認められていないことが憲法に違反するかどうか争われた裁判の 2 審で、性的指向による不合理な差別だとして、1 審とは逆に憲法に違反するという判断を示しました。家族の形が時代とともに変化し多様化していることは、社会の共通認識となりつつあります。世論調査でも、同性婚の法制化を容認すると回答する人が多数に上っています。

同性婚の法制化については、国会の議論は先送りされていますが、現在、全国の多くの自治体では、性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を公に証明する制度を実施しており、本市でも今年 3 月 1 日より、豊中市パートナーシップ宣誓証明制度が導入されました。過去の本会議の議論では、市独自のパートナーシップ宣誓証明制度を求める質問に対し、市からは、大阪府の宣誓証明制度を活用するという答弁が繰り返されていました。このたび、府の制度活用から豊中市の独自制度に移行された理由をお聞かせください。

○議長（井本博一） 宮城市民協働部長。

○市民協働部長（宮城節子） 本市では、令和 2 年、2020 年から大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を活用し、支援策を実施してまいりました。令和 5 年、2023 年には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律いわゆる L G B T 理解増進法が公布・施行されるなど、性的マイノリティを取り巻く社会環境は変化してきました。

市独自の制度は、宣誓手続を通して、市が当事者の抱える困難や生きづらさを把握することができ、当事者の方を含め、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きることができるよう、市の取組や施策に生かし、市民・事業者の性の多様性に関する理解増進につなげていくために開始したものでございます。

○議長（井本博一） 1 番、井上弘美議員。

○井上弘美 大阪府の制度を利用していたこれまでは、宣誓をしている豊中市民について本市に情報提供がなく、件数すら把握できなかったとのことでした。このたびの独自制度導入によって、宣誓の際にはお二人で来庁していただくことになり、今後の課題把握の機会にもつながります。多様性の尊重を掲げ、人権擁護都市を宣言する本市としては、もっと早期に実施されるべきであったと思います。

では、宣誓時の利便性・安心感に加え、宣誓によって利用できるサービス・仕組みなど、宣誓者の方々のメリットにはどんなものがありますか。

○議長（井本博一） 宮城市民協働部長。

○市民協働部長（宮城節子） 利用できるサービスとしましては、一部要件がございますが、市営住宅への入居申込み、課税台帳の閲覧や市・府民税の申告、水道料金・下水道使用料の各種証明書の発行申込みがございます。また、従前から対応しておりますが、市立豊中病院における当事者の意向を踏まえた面会や医療行為説明時の同席、里親制度では養育里親としての登録などがございます。

宣誓者のメリットとしましては、宣誓が豊中市内で行えるため、移動距離や時間短縮のメリット、当事者の関係性が地元で公的に認められることによる精神的安心感がございます。

○議長（井本博一） 1 番、井上弘美議員。

○井上弘美 これまでは、大阪府の咲洲庁舎に出向いていた宣誓の手続が、本市役所でできるようになりました。また、広域自治体連携により、他市でパートナーシップ宣誓をされていた方々が本市に転入された場合には、再度の宣誓の必要なく継続の申告のみと簡素化されます。転出の場合も同様で、連携する自治体数は今年 6 月現在、全国 20 府県 227 市町村と拡大されつつあります。

では、本市では本年 3 月からと、まだ間がありませんが、制度利用者の実績があれば、教えてください。

○議長（井本博一） 宮城市民協働部長。

○市民協働部長（宮城節子） 令和 7 年、2025 年 6 月 23 日現在、実績は 1 件になりますが、お問合せは複数いただいております。制度を導入いたしました令和 7 年 3 月以前に大阪府で宣誓された方は、再度の宣誓の必要はなく、本市のサービスをご利用いただけます。

○議長（井本博一） 1 番、井上弘美議員。

○井上弘美 意見・要望です。これまで大阪府で宣誓をされた方たちも含め、本市サービスをご利用いただけると確認いたしました。

参考として、人口約 280 万人の大阪市の宣誓証明制度である大阪市ファミリーシ

ップ制度は、2018 年、平成 30 年の開始で 718 組の実績があるそうです。今後、宣誓数は大きく増えていくと予想され、利用サービスの充実・周知とともに、当事者の方々に困難や生きづらさが生じた場合の相談対応の充実を要望し、この質問を終わります。

次に、部活動の地域移行について質問します。

中学校の部活動は、これまで多くの人の人生に少なからず影響を与えたと言っても過言ではないと思います。私自身を振り返っても、バレーボール部だったんですけど、先輩・後輩と汗を流した活動、顧問の先生の熱心な指導を受けた経験は、その後の社会生活においても精神的な安定の軸となり得る貴重な体験でした。できることなら、これからの子どもたちにも経験してほしいと考えています。

しかし、時代の変化とともに、これまでどおりの部活動の維持は難しくなりました。生徒数の減少に加えて、参加しない生徒の割合が増え、また、希望種目の変化と多種多様化、そして、これまで教員が自身の時間を削り、僅かな手当で支えてきたのが、教員不足と業務の増大で限界に近づいていることなどが主な要因です。

国は、部活動は地域主体への展開を目指すとし、2022 年、令和 4 年 12 月には学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが策定されました。これに関し、私は令和 5 年 6 月議会で教育委員会にお尋ねいたしました。ご答弁は、地域移行の取組と併せて、部活動指導員制度を効果的に組み合わせることで、多様な主体による部活動体制づくりにつながるものと認識し、部活動指導員の拡充にも取り組んでいくといった趣旨でございました。その後、2 年間で国の実証事業を活用した検証も実施されています。進捗や今後の方向性について改めて確認してまいりたいと思います。まず、部活動の地域移行について、国の方針と本市の現状についてお聞かせください。

○議長（井本博一） 中尾教育政策監。

○教育政策監（中尾栄一） 国からは、部活動改革の理念としまして、生徒が将来にわたり継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、これまで学校単位で部活動として行われてきましたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携し、支えながら、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障すること等が示されております。

あわせて、基本的な考え方としまして、この理念等を幅広い関係者で共有し、地域展開等に取り組むことや、地域の実情等に応じた多様な選択肢から具体的手法を検討すること、活動の場を増やすだけでなく、内容の質的向上を図ることなどが示されているところでございます。

本市におきましては、令和 3 年度より部活動の地域展開を見据えた検討を開始し

ており、令和5年度からは、国の実証事業を活用した地域クラブ活動の試行を開始し、また、令和6年度からは、学校と運営団体や実施主体との調整の円滑化等のための部活動コーディネーターも配置しながら検討を進めているところでございます。

○議長（井本博一） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 ありがとうございます。先月5月16日には、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめが報告されました。2026年、令和8年からの6か年を改革実行期間とすることや、「これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要」、「障害のある子供や外国籍の子供、運動が苦手な子供等を含め、多様な子供がそれぞれの希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備することが重要」などが述べられています。

そんな中、中学校の部活動について神戸市が2026年度から現在の中学校部活動を廃止し、地域クラブに完全移行するほか、近隣では箕面市が2027年度内、池田市が2028年度内に完全移行を実施する方針です。では、本市が目指す将来的な部活動のイメージとロードマップをお聞かせください。

○議長（井本博一） 中尾教育政策監。

○教育政策監（中尾栄一） 今後の本市の部活動につきましては、少子化の進展や学校の働き方改革も踏まえた上で、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を推進できる持続可能な体制・環境整備を学校や地域との協働により進めてまいりたいと考えております。その実現に向け、今年度は地域クラブ活動の試行実施を4種目5団体に拡充するなど、様々な検証を行う中で課題整理をしており、年度内には具体的な方針やスケジュールを決定したいと考えております。

○議長（井本博一） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 試行実施は、剣道、サッカー、バスケットボール、柔道の4種目5団体で、参加者は小学生も含まれているが、数百人程度と聞き及んでいます。全体の人数の数パーセントです。本市も部活動を期限を決めて廃止し、地域クラブに完全移行するのか、実証事業の延長で緩やかに進めるのか。これらを今年度中に具体的な方針やスケジュールを決定されるとのご答弁でした。もし完全移行というなら、部活動の大きな転換です。

では、これまでの実証により浮かび上がったメリットや課題を教えてください。
実証事業以外に、児童生徒、保護者、教職員、地域、それぞれの意向はつかめているのでしょうか。

○議長（井本博一） 中尾教育政策監。

○教育政策監（中尾栄一） 部活動の地域展開につきましては、生徒にとって自らの興味関心に応じ、多くの候補の中から選択した活動に取り組めることや、有資格者による専門的な指導を継続して受けることができることなどのメリットがある一方で、生徒の様々なニーズに対応した多種多様な指導者の確保、持続可能な収支構造の構築、自治体と学校・地域クラブの連携体制の確立などの課題がございます。

今後、地域展開を進めるに当たりましては、これらの課題解決はもとより、当事者である生徒をはじめ、保護者や市民の理解が不可欠であることから、対話を大切にしながら進めてまいりたいと考えており、部活動や習い事等についての現状やニーズ把握のため、中学生だけでなく、小学校5年生、6年生の児童や保護者、教員を対象としたアンケートを実施してまいります。

○議長（井本博一） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 今後、本市が持続可能な部活動を構築するに当たり、もちろん第一は子どもの希望ですが、保護者のニーズや学校現場の意見をしっかり捉える必要があります。アンケートの取りまとめを注視したいと思います。

さて、現状、部活動は教員によるボランティアに支えられており、過重労働の一因となっています。教員が学校外の地域クラブ活動に関わる場合、兼職兼業を認める検討に入った自治体もあると聞いています。この兼職兼業についての制度的な位置づけについて、教えてください。

○議長（井本博一） 中尾教育政策監。

○教育政策監（中尾栄一） 校長や教員等の教育公務員が現任校以外の職に従事しようとする場合には、地方公務員法または教育公務員特例法に基づき、兼職兼業の許可申請手続の必要がございます。手続きに際しましては、教育公務員が地域クラブ活動に従事しようとする場合において、教育公務員特例法に基づき、本務の遂行に支障がないかどうかや給与の有無、定められた在校等時間の上限を超えないかなどを勘案し、教育委員会が判断することになります。

○議長（井本博一） 1 番、井上弘美議員。

○井上弘美 地域クラブであっても、兼職兼業が教育委員会の判断によって認められ、報酬の発生も可能となります。また、過重労働抑止のため、学校外のクラブであっても、月 45 時間、年間 360 時間の在校超過時間、残業の上限の中に含まれるということです。仮に本市で兼職兼業を認めた場合、教員の意味・自主性が尊重されることは当然かと思います。

では、学校外の地域クラブが運営主体となった場合、市として指導内容の責任の所在や管理運営の関与などをどのように考えていますか、お願いいたします。

○議長（井本博一） 中尾教育政策監。

○教育政策監（中尾栄一） 学校外の地域クラブが市の認定を受けようとする場合には、国策定のスポーツ団体ガバナンスコードを踏まえ、指導者への研修やハラスメント行為の禁止、個人情報の管理などの認定要件を設けることを検討しております。

地域クラブ活動で事故等が起こった場合の責任の所在につきましては、ケース・バイ・ケースとはなりますが、教育委員会として、生徒の安全を最優先し、全ての関係者が安心して運営指導に当たれるよう連携や支援を行う所存でございます。

○議長（井本博一） 1 番、井上弘美議員。

○井上弘美 本市では、保護者負担費の無償化によって、部活動に係る保護者負担も一部軽減されていますが、地域クラブに移行した場合の活動に係る経費についての考えをお聞かせください。

○議長（井本博一） 中尾教育政策監。

○教育政策監（中尾栄一） 部活動につきましては、地域展開後は学校外での活動となりますので、豊中市学校教育活動徴収金公費負担事業の対象とはならないものと考えておりますが、教育委員会といたしましても、支援策の検討に当たりましては、国や大阪府教育庁の動向、他自治体の先行事例を注視しつつ、これまでよりも生徒や保護者の負担が過重なものとならないよう、柔軟に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（井本博一） 1 番、井上弘美議員。

○井上弘美 ありがとうございます。部活動の主人公は児童生徒であり、教育的意義も大きい。しかし、今のままの仕組みでは維持できないことは、受け止めなければなりません。地域展開の可能性とそれに伴う様々な課題について、丁寧にご答弁いただき感謝申し上げますが、懸念は多岐にわたります。責任の所在はどうなるのか、多くの地域クラブの運営をどのようにチェックするのか、トラブルなど生徒が相談できる窓口の明確化も必要です。

保護者負担について柔軟に取り組むとご答弁いただきましたが、利用者負担の名の下に高額になれば、家庭の事情で体験格差を生むことになります。

地域クラブの担い手は確保できるのでしょうか。平日の夕方に指導できる人材は限られ、実施が夜間になることも予想されます。実施場所は学校内か、それ以外か、活動は児童生徒に限るのか、地域の人も参加するのか。それらによって、安全への配慮も変わってきます。

豊中市がこれから構築する部活動が、子ども、保護者、地域、教育現場の理解を得て、持続可能なものとなるよう、先行事例を広く調査し、意見・要望を集め、検討いただくよう強くお願いいたしますとともに、その動向を注視してまいると申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。